

令和3年度施行

設計書（公示用）

役務名 3・2・616屯田・茨戸通（新琴似通～創成川通間）沈下解析検討業務

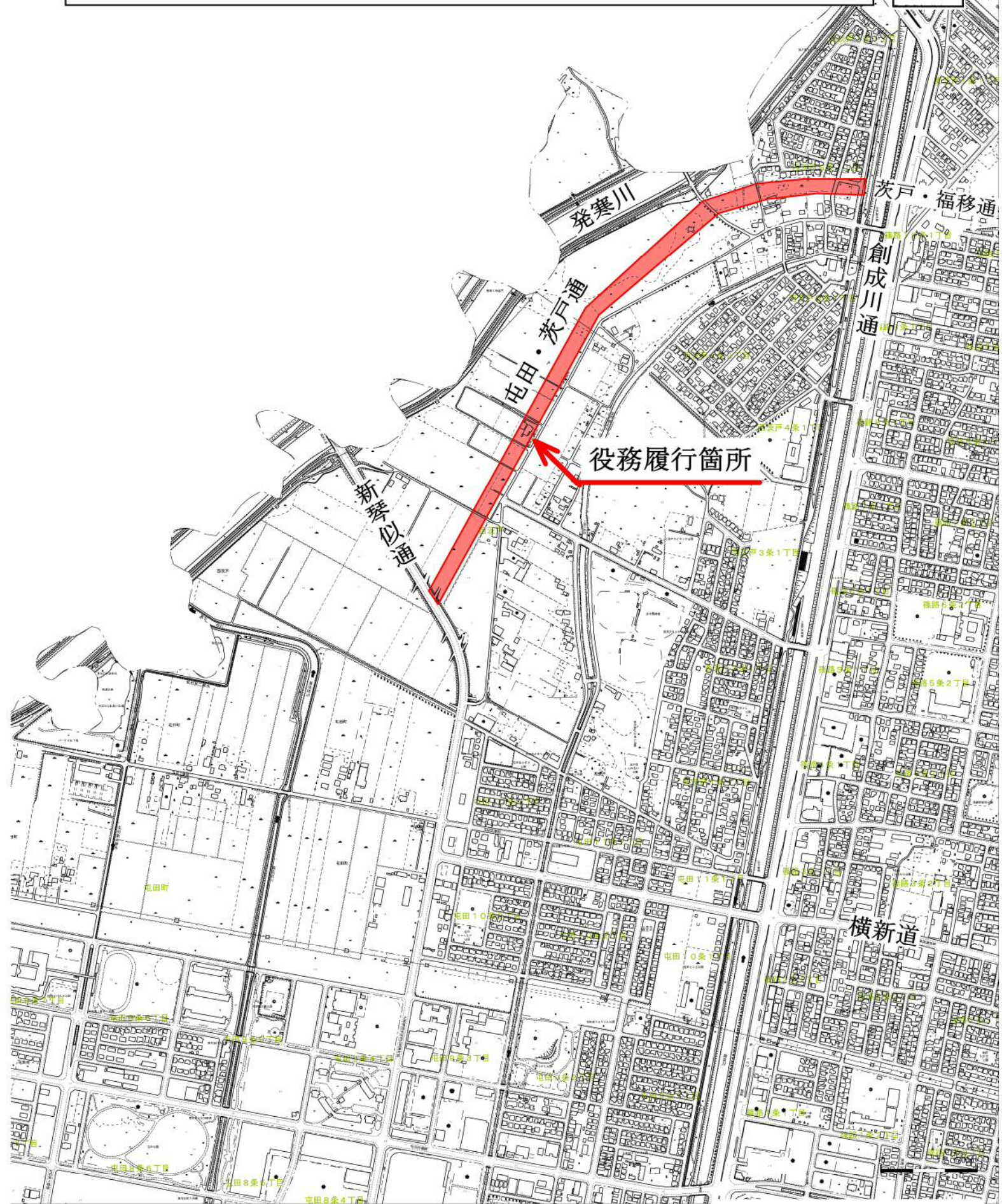
札幌市建設局土木部

令和元年7月単価適用

位置図

3・2・616 屯田・茨戸通（新琴似通～創成川通間）沈下解析検討業務
（札幌市北区西茨戸13番地ほか）

S=1:10,000



()	業務名	3・2・616屯田・茨戸通（新琴似通～創成川通間）沈下解析検討業務
1. 積算金額		
区 分		設計金額（円）
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

役 務 説 明 書

1. 役務の概要

沈下観測 一式

沈下解析報告書作成 一式

地質調査 一式

2. 履行場所

札幌市北区西茨戸13番地ほか

3. 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日までとする。

4. 仕様書等

受託者は札幌市土木業務共通仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、泥炭性軟弱地盤マニュアル(北海道開発土木研究所)及び関係指針、及び特記仕様書による。

なお、役務の実施に際して、本仕様書に関する疑義及び仕様書等に定めのない事項が発生した場合は、委託者と協議の上決定するものとする。

5. 着手について

受託者は、本役務を実施するにあたり役務内容の詳細について委託者と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

(1)着手届

(2)役務履行計画書

(3)主任技術者等指定通知書及び経歴書

6. 完了について

受託者は、本役務の完了後速やかに次の書類を提出するものとする。

(1)完了届

(2)仕様書等に定める書類

7. その他

(1) 受託者は、業務上知り得た事項を他人にもらしてはならない。

(2) 役務の着手後、直ちに役務履行計画書を作成し、監督員に提出すること。

(3) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(4) 第1回打合せ及び成果品納入時には、主任技術者が立ち会うこと。

(5) 報告書

報告書のまとめ方については監督員の指示によるものとし、提出部数はA4版製本1部、電子データ2部とする。

特記仕様書

1 役務目的

本役務は軟弱地盤対策工のための沈下観測、解析検討および地質調査等を行うものである。

2 作業時間

午前 9 時から午後 5 時までを基本とする。

3 沈下観測、解析検討について

- (1) 沈下観測は、「令和 3 年度 社会資本整備総合交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（新琴似通～西茨戸 20 番地先間）載荷盛土工事」等で設置した沈下板の観測を行う。（詳細位置は別紙 1 のとおり）
- (2) 観測回数については泥炭性軟弱地盤対策工マニュアルに基づいて行う。（1～3 月の期間内に計 180 回を想定している）
- (3) 観測に際しては、上記工事と「平成 30 年度 3・2・616 屯田・茨戸通沈下解析検討業務」「令和元年度 3・2・616 屯田・茨戸通道路実施設計」「令和 2 年度 社会資本整備総合交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通沈下解析検討業務」の観測結果等を貸与するので、参考にすること。
- (4) 観測箇所や観測回数等に増減が生じる場合は、別途協議とする。
- (5) 沈下解析報告書には、観測データから載荷盛土のはぎ取り可能時期を推定し、記載すること。
- (6) 盛土及び周辺地盤に異常が発生する恐れが生じた場合は、委託者に速やかに報告すること。

4 地質調査について

- (1) 地質調査は $SP=4,100\sim 4,400$ 間において 3 箇所、試料採取を行い室内 CBR 試験を行う。
なお、試料採取の箇所については委託者と協議のうえ決定すること。
- (2) 試験結果より、路床の必要置換厚を算出する。
- (3) 必要置換厚の結果によって別途図面等の作成が必要となった際は協議を行う。

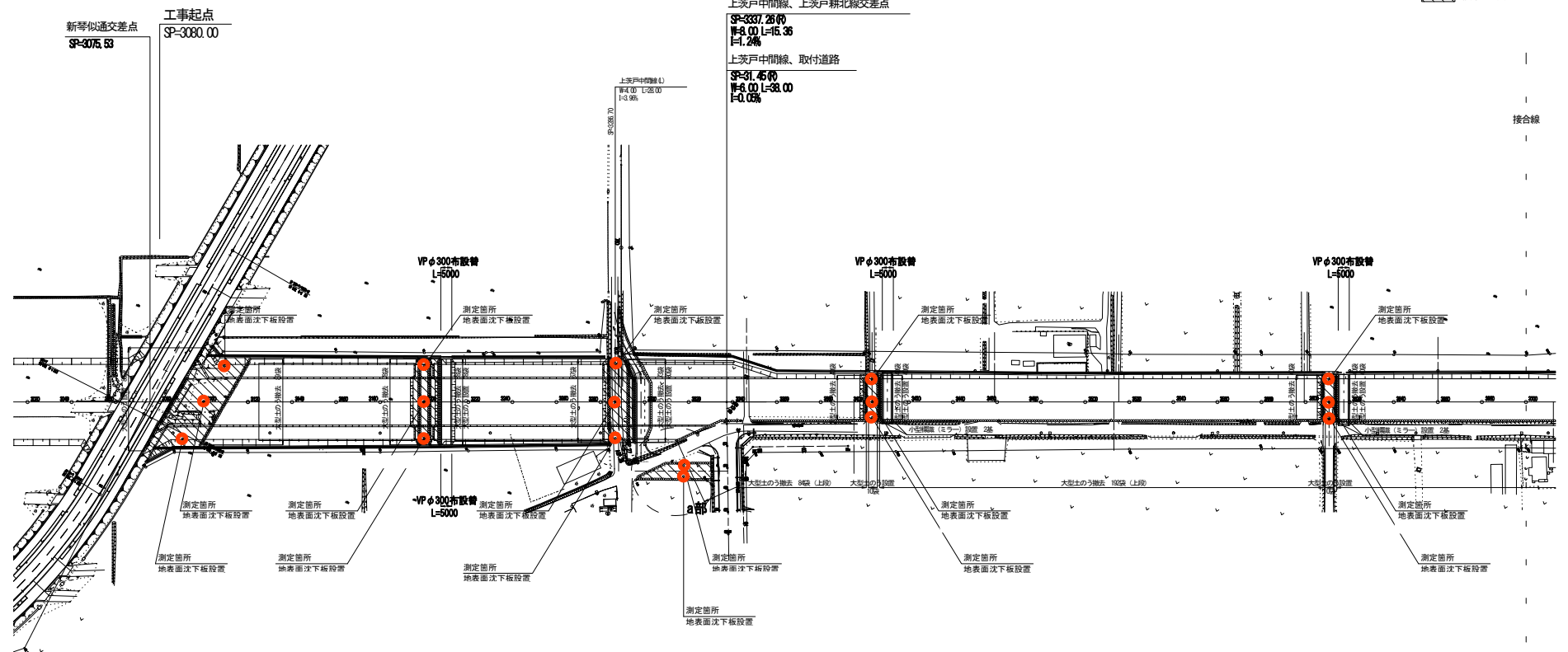
5 その他

- (1) 本仕様書及び作業内容等に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

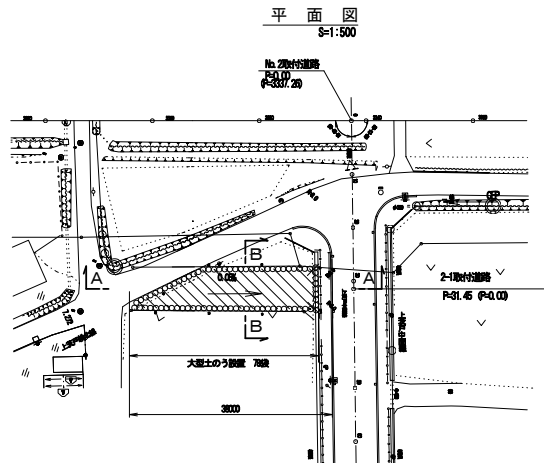
沈下観測位置図 (1)

S=1:1000

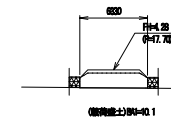
載荷盛土範囲



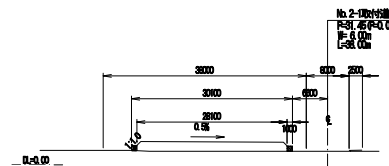
取付道路詳細図
a 部



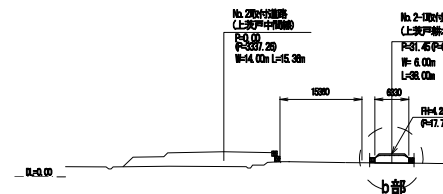
拡大図
b 部 S=1:250



側面図
A-A S=1:500

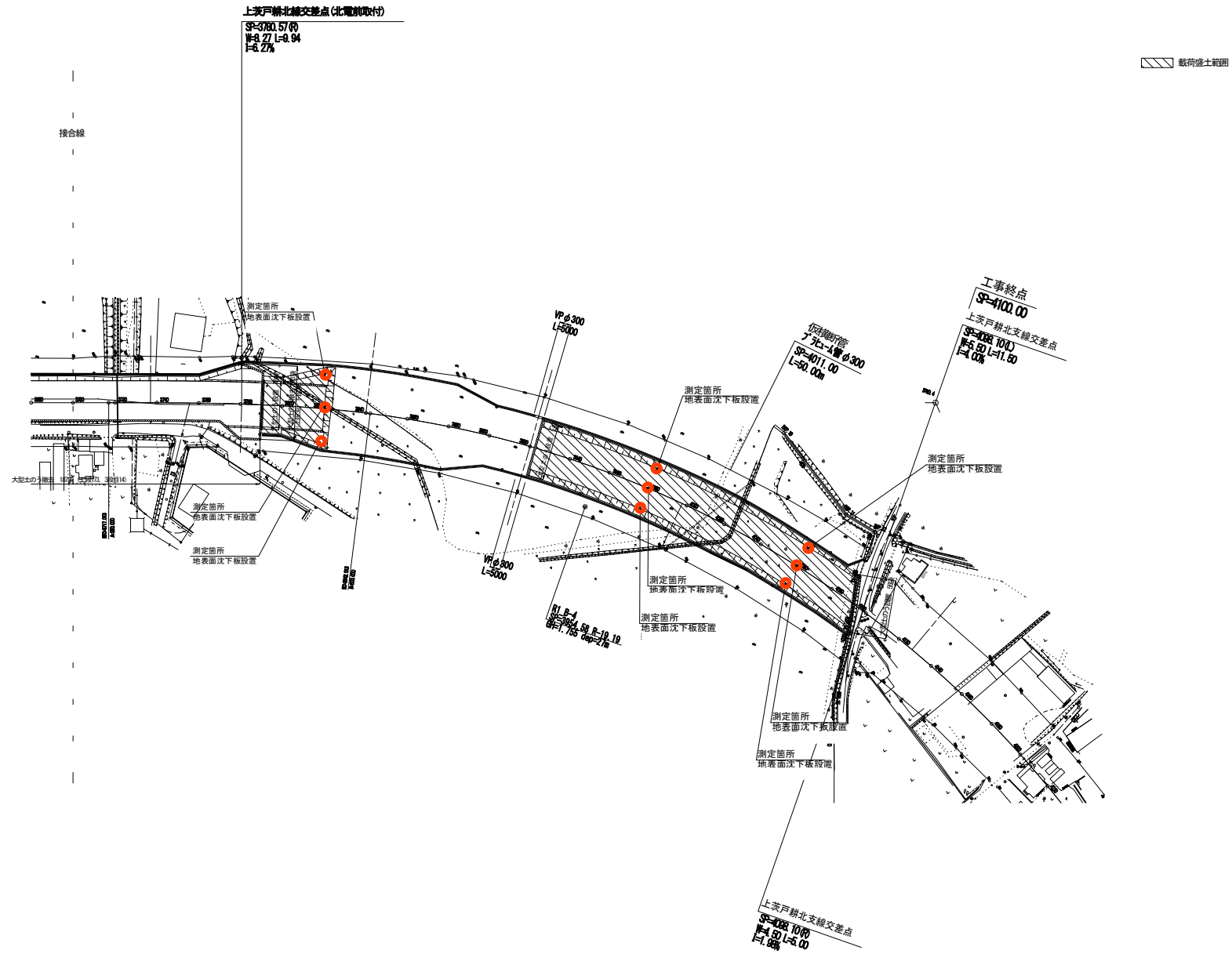


断面図
B-B S=1:500



既設沈下板撤去 (3n) 2箇所
(4n) 4箇所

沈下観測位置図 (2)



【別記】

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 この業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 この業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 上記の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 この業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 この業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 この業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 この業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。